

議案第三号

一時借入金に關する件

昭和三十四年度において本町歳出豫算内の支出に充當するため次の通り一時借入することができらる。

記

一 借入金額 八百万円以内

一 借入先 大藏省 郵政省 山陰合同銀行 扶桑相互銀行

鳥取銀行 鳥取県町村私員恩給組合

町内農業協同組合 鳥取県国民健康保険団体連合会

一 借入利率 日歩三兆五厘以内

昭和三十四年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和昭和三十四年三月七日議決

原案可決

三朝町議會議長

加藤 幸太

